

令和4年8月5日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 平井 秀雄

賃金係長 櫻井 百合香

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

### 令和4年度栃木県最低賃金の改定を答申

— 時間額913円(引上げ額31円) —

#### 栃木地方最低賃金審議会

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 太田正 作新学院大学 名誉教授)は、令和4年7月5日(火)、栃木労働局長(藤浪竜哉)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月5日(金)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対して、栃木県最低賃金の改定額を時間額913円として答申を行った。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年10月1日の発効予定である。
- 3 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、8月2日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安(栃木県の場合は、Bランク31円の引き上げ)を参考にしつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1及び上記2のとおり決められたものである。

#### 【参考：栃木県最低賃金額の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	775円	800円	826円	853円	854円	882円